

国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 18 年 6 月 16 日（金） 13 時 00 分～15 時 30 分

2. 場所 （財）財務会計基準機構 会議室

3. 議題

（審議事項）

- (1) 保険会計プロジェクト（Phase II）について
- (2) 公開草案等に対するコメント対応
 - IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂案
- (3) 6 月開催の IASB 会議の議事について
 - IAS 第 37 号改訂
 - 金融商品

4. 議事概要

（審議事項）

(1) 保険会計プロジェクト（Phase II）について

保険会計プロジェクト（Phase II）の現状について、以下のような説明が行われた。

保険会計プロジェクトに関しては、現在各国で多様な実務が行われている保険会計について、フレームワークや IFRSs の一般原則により整合する会計基準を開発することを目標として進められている。

これまで、一昨年 9 月に組織されたワーキンググループにおいて損害保険契約及び生命保険契約ごとに論点の整理が行われるとともに、IASB 会議での教育セッションにおいても、保険会計の論点について、関係者からのプレゼンテーション等が行われてきた。また、昨年 12 月からは、IASB 会議でほぼ毎月議題として取り上げられ、審議が行われている。

このような中、4 月の IASB 会議においては、保険負債の測定に関して、最新の将来キャッシュ・フロー、割引率、市場参加者の要求するリスク・マージンに基づき見積を行う「現在出口価値」を用いることが、僅差ながら暫定合意された（現在の実務は、契約時に設定した将来キャッシュ・フロー、割引率、リスク・マージンで固定するロックイン・アプローチが基本。別紙 1、参考 1 の A、B 参照。）。

プロジェクトの最初の成果物としては、今年末にディスカッション・ペーパーが公表予定とされている。（詳細な内容については、別紙 1 及び 2 も参照のこと）

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 現在の各国の実務は、現在の日本の実務と同じアプローチ（別紙 1、参考 1 の A、B）

-1-

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

が多数であるにも拘わらず、IASB が現在価値アプローチに向かった理由は何かという質問に対して、山田 IASB 理事より、フレームワークとの整合性について議論を重ね、またワーキンググループにおいても現在出口価値を支持する意見が多かったことを踏まえて、審議会においても集約が図られたとの回答があった。

- 現在価値アプローチでは、毎期末の保険負債の変動が損益に反映されるため、利益への影響が大きいのではないか。
- 現在出口価値の意味に対する質問に対して、山田 IASB 理事より、出口価値とは保険会社が保有する保険負債を他の保険会社に移転する場合の価値であり、保険契約者に保険を販売する場合の価値である入口価値とは異なること、保険契約は通常譲渡されることはないが、期末に保険契約を譲渡することを前提として測定するものであるとの説明があった。
- 現在出口価値は初期利益が認識され得るが、現在入口価値では初期利益が認識されない。この現在入口価値のアプローチは、収益認識プロジェクトにおいて契約発生時収益を認識しないよう履行債務を顧客との対価額をもとに測定するという、現在暫定合意されているアプローチと近いのではないかという意見に対し、山田 IASB 理事より、現在入口価値と出口価値では、将来キャッシュ・フロー、割引率は共通であるが、リスクマージンが概念的には異なること、現在出口価値に反対するボードメンバーには契約時に利益が計上され得ることに対する懸念があったとの説明があった。
- 保険負債が実際には移転しないという点は、事業用の設備資産と類似していると考えられる。保険負債では利用者の意思決定に有用であるので現在出口価値で評価するとされているが、事業用の設備資産（原価評価）との違いはどのように整理されているのか。
- 保険会社にとって保険契約は満期保有目的（途中での譲渡を想定していない）であるので、償却原価法と負債充分性テスト（＝資産における減損に相当）によることが適切であると考え。現在価値法では、将来受け取るかもしれない保険料に含まれるかもしれない利益を現時点で認識することになるので、現在の実務（別紙 1、参考 1 の A、B）には理由があると考え。
- 日本としてどのように意見発信をするのかという質問に関して、まず山田 IASB 理事より、山田理事を通じた意見発信以外に、IASB の保険ワーキンググループ・メンバーを通じて、また直接 IASB に対してもいつでも意見発信可能であるとの説明があった。西川副委員長より、今年末のディスカッション・ペーパーが公表されるタイミングでの意見発信を行うことを今後検討するとの発言があった。

(2) 公開草案等に対するコメント対応

● IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂案

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂案は、財務諸表の表示（従来の「業績報告」）プロジ

2 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

エクトのセグメント A の成果として公表された公開草案である。公開草案の概要は以下のとおりである。

- 当期末及び期首の財政状態計算書（貸借対照表）、認識収益費用計算書（包括利益計算書）、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書を完全な一組の財務諸表とする。（比較情報を開示する場合、前期首、前期末＝当期首、当期末の 3 つの財政状態計算書を開示する。）
- 所有者との取引以外による持分変動について「認識収益費用」を用いる。
- 認識収益費用の表示について、単一の認識収益費用計算書、又は損益(純利益)の構成要素を表示する第 1 計算書と、損益(純利益)から始まりその他認識収益費用の構成要素を表示する第 2 計算書からなる二計算書方式のいずれの選択も認める。
- その他認識収益費用（その他包括利益）各構成要素に関連する組替修正（リサイクリング）額及び法人所得税の開示を求める。
- 引き続き、1 株当たり利益が、認識収益費用計算書の本表に表示される唯一の 1 株当たり情報である。

事務局より、上記公開草案の内容及びコメント案の説明の後、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。（公開草案の内容については、ASBJ ホームページ [IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂に関する公開草案](#)も参照）

- 総認識収益費用はなじみがないので、米国会計基準で使用している包括利益がよいのではないか。
- 財務諸表の表示プロジェクトのセグメント B の議論がこれからである段階で、期首貸借対照表の導入や、財務諸表の名称を変更することは望ましくない。
- 公開草案では、期首の貸借対照表が前期末の貸借対照表と一致することを前提としており、例えば期首に企業結合した場合のように一致しない場合を想定していないのではないか。
- 所有者との取引以外による持分変動である認識収益費用について、純利益とその他包括利益の区分とともに、純利益の範囲を親会社帰属分に限定し少数株主帰属分は含めるべきでないことを明確にするべきである。

上記の改訂案のコメント期限の 7 月 17 日までの間に、当専門委員会での議論を基にコメント案を修正した後、メールによる意見交換を行った上で最終案とすることが確認された。

(3) 6 月開催の IASB 会議の議事対応について

● IAS 第 37 号改訂

IAS 第 37 号改訂に関しては、2 月 IASB 会議にて IAS 第 37 号改訂公開草案の原則が暫定合意されている。6 月 IASB 会議では 5 月に引き続き、コメントレターにて「偶発負債」の用語及び蓋然性の認識基準の削除に多くの反対意見がよせられたことを受け、以下の原則 2 に関連した論点のうち、蓋然性認識基準の削除及び 訴訟の設例に焦点を当てて審議を

行うことが説明された。

原則 2	: 企業は、(a)負債の定義を満たし、かつ、(b)信頼可能な測定が可能な場合、非金融負債を認識する。
原則 2 . 1	: 負債は無条件債務のみから発生する。
原則 2 . 2	: 無条件債務を内包するすべての負債は、概念フレームワークの蓋然性の認識規準を満たす。企業は、負債の測定の中で、非金融負債の決済に必要な経済的便益の金額やタイミングに関する不確実性を反映しなければならない。

では、蓋然性認識規準を削除するとした公開草案に対するコメント（多くは反対）についてスタッフが分析し再検討した上で、ボードが公開草案で提案されている、期待キャッシュ・フロー・アプローチに基づき、現在の債務を決済するか、第三者に債務を移転するために合理的に支払うことが必要な金額により非金融負債を測定するという、測定の規定を確認するのであれば、蓋然性認識規準は改訂 IAS 第 37 号から削除するべきであるというスタッフ提案を行っていることが説明された。

では、訴訟は認識原則、測定原則、開示規定に関連するが、今回は認識原則の中でもいつ負債の定義を満たすかについて、公開草案の訴訟に関する 2 つの設例にて再検討する予定である。その検討の結果、2 つの設例が矛盾していること、訴訟手続の開始によって負債を認識する設例 1 の結論が誤りであること、法令違反が発見されるリスクは負債の存在に影響しないこと、また訴訟手続での不確実性の要素に関する追加ガイダンスが必要であるという、スタッフ提案がなされることが説明された。（設例の内容については、ASBJ ホームページ [IAS 第 37 号修正案公開草案「引当金、偶発負債及び偶発資産」](#) [IAS 第 19 号修正案公開草案「従業員給付」](#)を参照）

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 期待キャッシュ・フロー・アプローチに基づく測定や、IAS 第 37 号の対象となる負債の範囲が増加するのではないかという、実務上の懸念は引き続きある。
- 蓋然性規準があるのに、製品保証引当金を計上しているのは、（個別では蓋然性規準を満たさないかもしれないが）集団としてみているからで、論理的に誤りということにはならないのではないか。
- 公開草案の設例では、訴訟が起きている場合、訴訟は起きていないが過失を認めている場合が示されているが、被害が発生したが過失も認めておらず訴訟も起きていない場合も示す必要があるのではないか。
- 今後再検討されると思われるが、特に訴訟に関しては信頼性をもって測定可能かという点がポイントであると考える。
- IAS 第 16 号などの資産の基準において、蓋然性認識規準が重視されていないというスタッフの分析があるが、負債は企業の意図がなくとも発生するという資産と異なる性質があるので、必ずしも資産と負債で認識も測定も対称的ということではないのでは

ないか。

- 期待値が同じであっても、リスクが異なる場合には、違う事象として捕らえるべきではないか。
- 事務局から、IASB が 11 月末から 12 月にかけて円卓会議を予定していることが説明され、西川副委員長から円卓会議を意見発信の機会として考えたい旨の発言があった。

● 金融商品

IASB と FASB は、昨年 4 月及び 10 月の合同会議で、金融商品に関する財務報告規定を簡素化し改善するための以下のような目標を確立した。

- すべての金融商品を公正価値で測定し、実現及び未実現利得・損失を発生時に認識する。
- 特別なヘッジ会計の規定を簡素化又は削除する。
- 金融商品の認識の中止についての新基準を開発する。

今年の 4 月の合同会議では、両審議会は、2008 年 1 月 1 日までに覚書 (MOU) で予定されている金融商品に関するデュープロセス文書を公表することで合意し、スタッフに文書の内容の構成に関するペーパーの作成を指示した。これを受け、6 月の IASB 会議では、デュープロセス文書の目的、審議会の予備的見解を含めるかどうか、内容の概要について審議を行うことが説明された。内容の概要では、範囲・定義・可能性のある範囲の修正、認識・認識の中止、測定と損益の報告、ヘッジ会計、表示と開示、次の段階という構成案をスタッフが提案することが説明された。

以 上